

大阪府と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで大阪府内の活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接な連携と協働することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、もって大阪府内の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 大阪府の情報発信や施策PRに関すること。
- （2） 地域防災、地域の安全・安心等に関すること。
- （3） 地産地消、大阪特産品の販売促進に関すること。
- （4） 健康増進や食育に関すること。
- （5） 子育て・青少年育成や福祉の向上に関すること。
- （6） 高齢者・障がい者支援に関すること。
- （7） 環境の保全や対策に関すること。
- （8） 観光やブランド振興・文化に関すること。
- （9） その他、必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、乙のフランチャイズ加盟店、店舗賃借人、取引先その他利害関係者の協力のもと、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より3年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が、書面により特段の申し出を行わないときは、期間満了の日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって申し出ることにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年7月19日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 （ 自署 ）

乙：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 （ 自署 ）

変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、平成 23 年 7 月 19 日付で締結した「大阪府と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（変更内容）

第 1 条 原協定第 2 条第 1 項各号を次のとおり改める。

- （1） 健康に関すること
- （2） 環境に関すること
- （3） 子ども・教育に関すること
- （4） 福祉に関すること
- （5） 安全・安心に関すること
- （6） 地域活性化・まちづくりに関すること
- （7） その他本協定の目的に沿うこと

第 2 条 原協定第 2 条に次の 1 項を追加する。

- 3 甲及び乙は、具体的な実施事項について、有効期間ごとに見直しを行い、甲乙合意の上決定する。

第 3 条 原協定第 4 条第 1 項を次のとおり改める。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から 3 年間継続するものとし、その後も同様とする。

第 4 条 その他条項については、原協定のとおりとする。

（効力発生日）

第 5 条 この協定の効力は、この協定の締結日から発生するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲：大阪府

大阪府知事

乙：東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長